

公益社団法人和泉市シルバー人材センター  
個人情報の保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和泉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピューターを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ センターが、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役員及び職員に適用する。また、退任又は退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会委員及びこのセンターの事業について委嘱又は依頼を受けた者が、センタ

一の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守するものとする。

- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じるものとする。

(センターの責務)

第4条 センターは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(役職員の責務)

第5条 センターの役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第6条 センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による制限)

第7条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 センターは、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 センターは、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

(適正な取得)

第8条 センターは、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 センターは、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人以外から取得することに相当の理由があると認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って、契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、センターの権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 第3章 個人データ

#### (適正管理)

第10条 センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 センターは、個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

3 センターは、保有の必要性がなくなった個人データについては、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

#### (委託に伴う措置)

第11条 センターは、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適正な措置を行うものとする。

#### (提供の制限)

第12条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第4章 保有個人データ

#### (保有個人データに関する事項の周知等)

第13条 センターは、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事務所における書面の掲示又は備付け、ホームページ上での掲載その他の方法により本人の知り得る状態に置くものとする。

(1) センターの名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項、次条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による

求めに応じる手続き及びその手数料の額

(4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

2 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 センターは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第14条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令（個人情報保護法を除く。以下この条及び次条において同じ。）に違反することとなる場合

2 センターは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

4 開示は、書面の交付、又は開示の求めを行った者の同意のもとで閲覧等による方法とするものとする。

(訂正等)

第15条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 センターは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第16条 センターは、本人から、当該本人が識別できる保有個人データが第7条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第8条若しくは第9条第1項の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるときはこの限りでない。

3 センターは、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第17条 センターは、第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続き）

第18条 センターは、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）を受け付ける方法

として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 開示等の求めの申出先
  - (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
  - (3) 開示等の求めをする者、人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
  - (4) 第5項の手数料の徴収方法
- 2 センターは、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、センターは、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- 3 センターは、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。
- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - (2) 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人
- 4 センターは、開示等の求めに応じる手続きを定めるにあたっては、本人に過重の負担を課するものとならないよう配慮するものとする。
- 5 センターは、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 6 センターは、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

## 第5章 体制等

(個人情報保護管理責任者)

第19条 センターは、個人情報の適正な管理のため個人情報保護管理責任者を定め、センターにおける個人情報の適正な管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、個人情報の適正な管理対策の実施、職員に対する啓発・研修等を行う責任を負うものとする。
- 4 事務局長は、個人情報の適正な管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 事務局長は、個人情報の適正な管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する職員に委任することができる。

(苦情対応)

第20条 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

る。

- 2 前項の実施にあたり、相談窓口の設置、苦情処理の手順のため、記録台帳の作成・保存など必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 苦情対応の責任者は、事務局長とする。
- 4 事務局長は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ担当者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

## 第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、センターが取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。